

定 期 監 査 報 告 書

平成 2 7 年 5 月 ~ 6 月 執 行 分

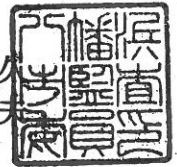
八 幡 浜 市 監 査 委 員



八 監 第 8 2 号
平成 2 7 年 7 月 1 4 日

八 幡 浜 市 長 大 城 一 郎
八 幡 浜 市 議 会 議 長 大 山 政 司 様
宮 内 財 産 区 議 会 議 長

八幡浜市監査委員 中 島 和 儀
同 山 本 儀



定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により平成27年度定期監査を行ったから、同条第9項の規定に基づき、その結果に意見をつけて報告する。

目 次

定期監査報告書(平成27年5月～平成27年6月執行分)

一 監査の概要	1
二 監査の結果	1
・議 会 事 務 局	3
・保 内 庁 舎 管 理 課	5
(宮内財産区を含む)	
・生 活 環 境 課	10
・水 道 課	17
・市立八幡浜総合病院	22
・医 療 対 策 課	27

一. 監査の概要

①・監査の対象、実施日、場所、監査を行った委員

監 査 対 象	監 査 月 日	監 査 場 所	監査を行った委員
議 会 事 務 局	5 月 7 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 山 本 儀 夫
保 内 庁 舎 管 理 課 (宮内財産区を含む)	5 月 14 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 山 本 儀 夫
生 活 環 境 課	5 月 21 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 山 本 儀 夫
水 道 課	5 月 28 日	監 査 事 務 局	中 島 和 久 山 本 儀 夫
市立八幡浜総合病院	6 月 25 日	市立八幡浜総合病院	中 島 和 久 山 本 儀 夫
医 療 対 策 課	6 月 25 日	市立八幡浜総合病院	中 島 和 久 山 本 儀 夫

②・監査の方法

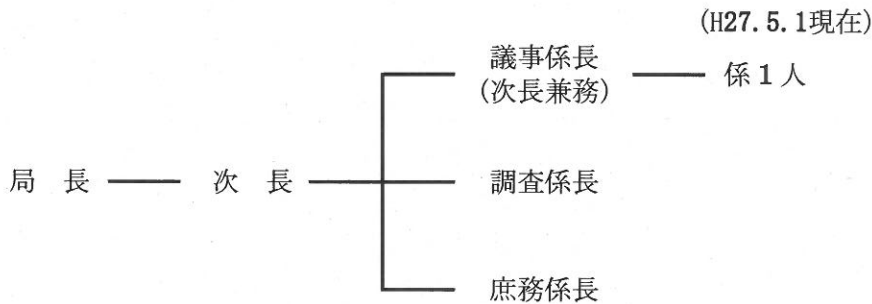
主として平成26年度において執行された事務事業について資料の提出を求め、分掌事項の管理運営等につき事情を聴取して監査し、必要により他年度にも及ぼした。

二. 監査の結果は、次のとおり

議 会 事 務 局

(1) 職員の配置と事務分掌

議会事務局職員は、局長以下5人であり、次のとおり3係を置いて、所管事務を分掌している。



(単位：人)

局 長	次 長	係 長	書 記	合 計
1	1	2	1	5

(2) 予算の執行状況

当事務局関係予算の執行状況(平成27年3月末日現在)は、次表のとおりである。

歳入予算現額 1,000円に対し、調定額 12円、収入済額 12円(執行率 1.2%、徴収率 100.0%)となっている。

歳出予算現額 116,503,000円に対して、支出済額は 114,053,244円(執行率 97.9%)で、支出済額の主なものは、議員報酬(58,908,000円)、議員期末手当(17,500,585円)となっている。

交際費については74件、398,104円の支出となっている。

平成26年度 予算執行状況表 (H27.3.31現在)

(歳 入)

(単位：円)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	執 行 率	徴 収 率
諸 収 入	1,000	12	12	0	1.2 %	100.0 %

(歳 出)

(単位：円)

款	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執 行 率
議 会 費	116,503,000	114,053,244	2,449,756	97.9 %

(職員の人件費を除く)

(3) 議会の活動状況

平成26年中（H26.1.1～H26.12.31）の議会の活動状況は、次のとおりである。

議 会	市議会定例会・臨時会	5回開催	延日数 17日	出席率 97.79%
	市議会協議会	11回開催	延日数 9日	出席率 98.30%
	常任委員会	開会中 13日 閉会中 3日	延日数 16日	出席率 98.04%
	特別委員会	開会中 23日 閉会中 18日	延日数 41日	出席率 98.47%
出 張	議長会	5回	延人員 14人 延日数 20日	
	委員会行政視察研修	4回	延人員 35人 延日数 103日	
	諸会議調査陳情ほか	52回	延人員 111人 延日数 134日	

なお、他市議員の来訪は、香川県三豊市外2市から13人となっている。

(4) 経理事務と備品管理

経理関係については、予算差引簿、調定簿、資金前渡出納簿、その他関係諸帳簿を検証したところ数字は証拠書類と一致しており、経理事務の取り扱いに不都合は認められなかった。

備品を備品台帳と照合（摘出法）したところ、員数は一致しており、その取扱いは、適当と認められた。

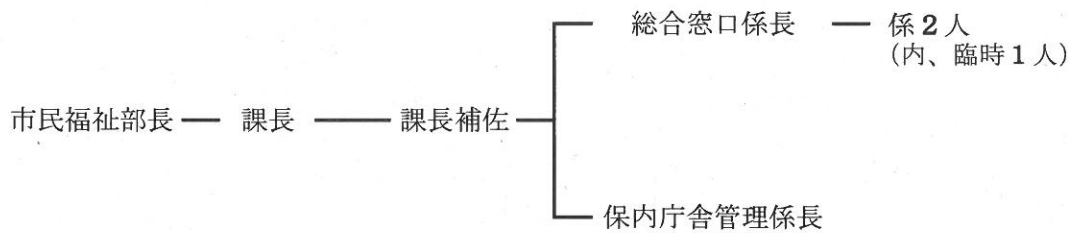
保内庁舎管理課

(1) 平成17年3月の合併に伴い新設された課で、戸籍や住民基本台帳等の窓口事務、高齢者福祉対策事業、区長会、保内庁舎の管理及び宮内財産区等の業務を担当している。

(2) 職員の配置と事務分掌

保内庁舎管理課は市民福祉部に所属し、職員は課長以下6人（臨時1人を含む）であり、次のとおり2係に配置し、所管事務を分掌している。

(H27. 5. 1現在)



(単位：人)

課長	課長補佐	係長	主幹	臨時	合計
1	1	2	1	1	6

平成27年3月末現在住民基本台帳世帯人口調査表（保内地区）

地区別	世帯数	人口		
		男	女	合計
喜 須 来	1,245	1,384	1,496	2,880
川 之 石	1,384	1,421	1,575	2,996
宮 内	1,519	1,727	1,835	3,562
磯 津	323	258	322	580
合 計	4,471	4,790	5,228	10,018

(3) 予算の執行状況

当課関係予算の執行状況（平成27年3月末現在）は、次表のとおり歳入予算現額15,930,000円に対して、調定額18,220,875円、収入済額16,911,076円（執行率106.2%）となっており、歳出は、予算現額35,125,000円に対して、支出済額26,854,582円（執行率76.5%）で予算残額は8,270,418円となっている。

収入済額の内訳は、分担金及び負担金では養護老人ホーム入所者負担金12,457,821円、使用料及び手数料では、火葬場使用料690,000円、戸籍住民基本台帳関係証明手数料1,964,000円、財産収入では、青石寮跡地を職員駐車場に貸し出ししている貸付料1,175,583円、諸収入では、雑入として、原子力備品管理費470,752円が主な収入である。

支出済額の主なものは、総務費では庁舎電気代など光熱水費8,951,776円、建築保全業務等庁舎管理委託料2,594,458円、民生費では、診療バス運行等委託料963,600円、若草デイサービス事業委託料1,189,500円、若草交流センター駐車場整備工事費1,298,000円等である。

平成26年度 予算執行状況表（H27.3.31現在）

（歳入）

（単位：円）

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
分担金及び負担金	10,824,000	13,552,517	12,457,821	1,094,696	115.1%	91.9%
使用料及び手数料	3,360,000	2,979,064	2,779,160	199,904	82.7%	93.3%
財産収入	1,170,000	1,175,583	1,175,583	0	100.5%	100.0%
諸収入	576,000	513,711	498,512	15,199	86.5%	97.0%
合計	15,930,000	18,220,875	16,911,076	1,309,799	106.2%	92.8%

（歳出）

（単位：円）

款	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
総務費	26,502,000	20,615,247	5,886,753	77.8%
民生費	8,623,000	6,239,335	2,383,665	72.4%
合計	35,125,000	26,854,582	8,270,418	76.5%

（職員の人件費を除く）

(4) 事務実績

ア 戸籍、住民登録事務等

使用料及び手数料収入等を伴う窓口事務の取扱い件数、窓口業務時間延長利用人数は、次のとおりとなっている。

(7) 戸籍住民基本台帳関係証明手数料

件名	一件(円)	件数	金額(円)
戸籍(謄・抄本)	450	1,087	489,150
除籍(改正原戸籍)	750	610	457,500
戸籍証明	350	16	5,600
附票	200	124	24,800
住民票	200	2,629	525,800
住基カード	500	18	9,000
証明(住民票記載事項証明・身分証明等)	200	111	22,200
印鑑証明	200	2,198	439,600
印鑑登録	200	178	35,600
車臨時番号	750	52	39,000
合計		7,023	2,048,250

(イ) 火葬場使用料

62件(4月～3月) 690,000円

(ロ) 電子証明書発行手数料(500円/1件)

6件 3,000円

(エ) 窓口業務時間延長利用人数

34人(4月～3月)

イ 福祉関係庶務

保内町での住民福祉サービスの窓口として、次の業務を行っている。

(7) 福祉関係庶務に関すること。

障害者等の手帳申請受付 49件
自立支援医療支給認定申請受付 13件
補装具及び日常生活用具交付申請受付 71件
重度障害者(児)外出支援事業 66件(タクシー券) 18件(バス券)
重度心身障害者医療受給者証 246件
有料道路割引申請受付
特別障害者手当・障害者福祉手当の申請受付
児童手当申請受付 258件
児童扶養手当等の申請受付 10件
乳幼児医療の申請受付 69件
母子医療の申請受付 79件
児童医療(入院) 8件
遺族会関係の会費等の徴収(保内町32地区)

(イ)生活保護に関すること。

- ・支給日は毎月1日。窓口で受付後、金券でもって庁舎内の金融機関で本人が現金で受け取る。

(ウ)日本赤十字社の運営に関すること。

- ・社資募金の受け取り（各区長）
平成26年度 1,158,322円

ウ 高齢者関係庶務

- ・高齢者外出支援事業
185件(タクシー券) 127件(バス券)
外出支援バス通院利用者数 2,266人(241日)
- ・老人クラブの指導、育成
総会 年1回 役員会 8回
- ・若草デイサービス事業利用者状況
利用者 1,554人
(事業を平成25年4月から八幡浜市社会福祉協議会へ委託している。)
- ・養護老人ホーム(あけぼの荘)入所者数 45名(定員50名)

エ 管理業務等

(ア)保内庁舎の管理運営全般

保内庁舎に係る文書の収発、防災行政無線、庁用車、用品等の運用管理や市の収納業務など、その他保内庁舎の他課に属さない業務全般を担っており、保内庁舎業務の利便性の確保や市民サービスの向上に努めている。

(イ)区長会（27行政区）

この制度は、保内各地区の連絡網として、昭和30年4月、4ヶ町村合併時に保内町区長設置条例が制定され、平成19年度まで継承されていた制度である。

合併協議会では当分の間、区長制度の継続が承認されていたが、新市での二制度の存在は好ましくないとの理由により、調査検討した結果、平成19年度で区長設置条例を廃止した。平成20年度より、旧八幡浜市同様、任意の自治組織となったが、現状のまま行政と地域の繋がりに協力していく旨決定し活動している。

(ウ)宮内財産区事務局

明治13年頃から造林を始め、今日まで、計画的な森林施業を実施し、昭和30年代以降、財産区の収益を、地域の公共施設及び教育活動の整備財源として活用し、地域の福利増進に大きく貢献してきた。

運営については、議会制を執っており、宮内地区9行政区から9名の議員を選出、任期は、平成23年7月24日から平成27年7月23日までの4年間となっている。

位置 保内町宮内地区東北部の銅ヶ鳴山の支脈に接し、標高250m～700mの山嶺の南西に面し、一団地として位置している。又、宮内川の水源で、水は農業用水、飲料水に利用されている。

面積 113.47ha

(檜 63.8ha 杉 46.28ha 松 2.66ha その他広葉樹 0.73ha)

平成26年度歳入歳出予算執行状況 (H27.3.31日現在)

歳入	4,988,391円 (収入済額)
歳出	3,424,312円 (支出済額)
差引	1,564,079円

(5) 経理事務と備品管理

経理事務については、予算差引簿、調定簿、その他関係諸帳簿を検証したところ、数字は証拠書類と一致しており、経理事務に不都合は認められなかった。

備品を備品台帳と照合(摘出法)したところ、員数は一致しており、その取り扱いは適当と認められた。

(6) 監査意見

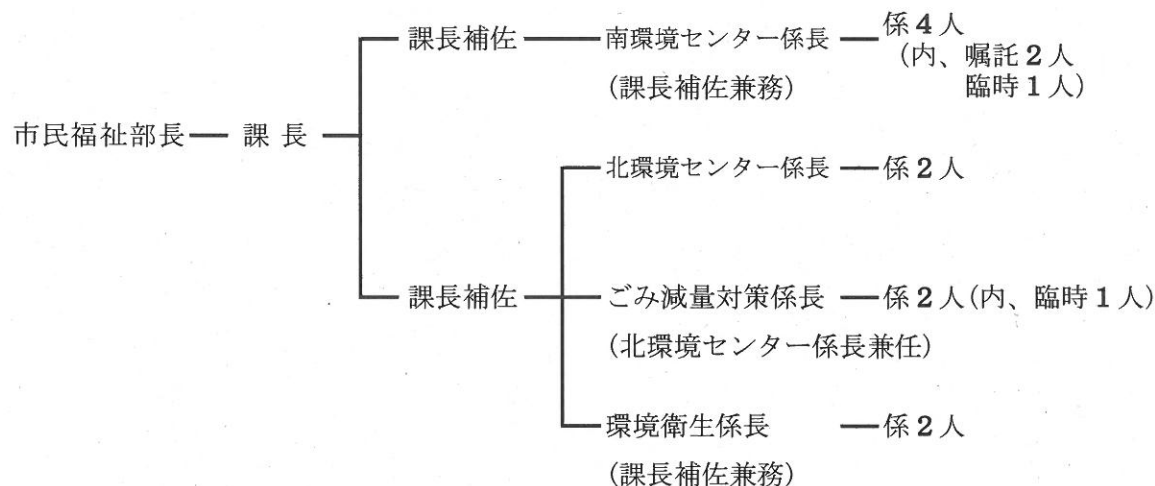
宮内財産区に関して、毎年基金を300万円程度取崩し、これを主たる収入として事業を行っているが、平成26年度末の基金残高は69,400,000円となっている。他に財源がないことから、基金が枯渇する前に対策が必要と考えられる。市への移管など今後の対応を検討されたい。

生活環境課

(1) 職員の配置と事務分掌

生活環境課は市民福祉部に所属し、職員は課長以下14人（嘱託2人、臨時2人を含む）であり、次のとおり4係に配置し、所管事務を分掌している。

(H27.6.1現在)



(単位：人)

課長	課長補佐	係長	主幹	事務専門員	主査	作業長	作業員	嘱託	臨時	合計
1	2	1	2	1	1	1	1	2	2	14

(2) 予算の執行状況

当課関係予算の執行状況（平成27年3月末現在）は、次表のとおり歳入予算現額718,799,000円に対して、調定額657,042,881円、収入済額337,896,408円（執行率47.0%、徴収率51.4%）となっており、歳出（繰越事業を含む）は、予算現額1,685,341,000円に対して、支出済額990,583,220円（執行率58.8%）となっている。

収入済額の内訳は、分担金及び負担金では、可燃ごみ事務委託負担金117,984千円、使用料及び手数料では、一般廃棄物処理手数料30,648千円、国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金（ごみ処理施設）153,800千円、県支出金では、犬・ねこ引取り業務交付金1千円、財産収入では、双岩地区基盤等整備基金運用利子5千円、諸収入では雑入として、指定ごみ袋売却代金21,161千円、再生品等売却代金11,181千円が主な収入である。

支出済額の主なものは、環境衛生費では公衆トイレ清掃委託料1,904千円、環境対策費では騒音測定委託料1,674千円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金2,559千円、葬祭施設費ではやすらぎ聖苑指定管理料26,290千円、大谷口火葬場跡地火葬場棟解体撤去工事費2,557千円、清掃総務費では指定ごみ袋購入費6,683千円、水質検査等手数料1,188千円、塵芥処理費では塵芥収集運搬業務委託料129,342千円、南環境センター管理費では施設修繕料89,856千円、ごみ焼却施設運転管理業務委託料117,810千円、リサイクルプラザ運転管理業務委託料55,747千円、基幹的設備改良工事費237,600千円、北環

境センター管理費ではごみ収集業務委託料 8,040千円、ごみ処理広域化対策費では双岩地区地元支援金 20,000千円、双岩地区基盤等整備基金積立金 10,005千円、し尿処理費では施設事務組合負担金（し尿処理事業特別会計分）99,492千円、双岩地区基盤等整備費では谷地区農道整備等工事費 1,037千円等である。

平成26年度 予算執行状況表（H27.3.31現在）

（歳入）

（単位：円）

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
分担金及び負担金	478,976,000	429,024,414	117,984,228	311,040,186	24.6%	27.5%
使用料及び手数料	27,626,000	36,305,936	33,730,481	2,575,455	122.1%	92.9%
国庫支出金	175,514,000	153,800,000	153,800,000	0	87.6%	100.0%
県支出金	1,500,000	1,000	1,000	0	0.1%	100.0%
財産収入	10,000	4,770	4,770	0	47.7%	100.0%
繰入金	4,900,000	1,648,080	0	1,648,080	0.0%	0.0%
諸収入	30,273,000	36,258,681	32,375,929	3,882,752	106.9%	89.3%
合計	718,799,000	657,042,881	337,896,408	319,146,473	47.0%	51.4%

（歳出）

（単位：円）

目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
環境衛生費	75,370,400	4,470,168	70,900,232	5.9%
環境対策費	9,133,600	4,569,116	4,564,484	50.0%
葬祭施設費	87,176,000 (53,893,000)	32,647,360 (4,144,500)	54,528,640 (49,748,500)	37.4% 7.7%
清掃総務費	16,948,000	13,993,381	2,954,619	82.6%
塵芥処理費	152,627,000	136,655,904	15,971,096	89.5%
南環境センター管理費	1,183,931,000	649,613,333	534,317,667	54.9%
北環境センター管理費	19,930,000	12,820,930	7,109,070	64.3%
ごみ処理広域化対策費	30,010,000	30,004,770	5,230	100.0%
し尿処理費	105,315,000	104,516,578	798,422	99.2%
双岩地区基盤等整備費	4,900,000	1,291,680	3,608,320	26.4%
合計	1,685,341,000 (53,893,000)	990,583,220 (4,144,500)	694,757,780 (49,748,500)	58.8% 7.7%

（ ）は繰越事業分で内数

（職員の人件費を除く）

(3) 環境対策

環境対策関係費用として下記の事業に対し 146,203,222円が執行されている。

ア 公害対策

(ア) 大気汚染（平成27年3月31日現在）

大気汚染防止法に基づく届出施設 ばい煙発生施設 26事業所 57施設
一般粉じん発生施設 4事業所 7施設

県公害防止条例に基づく届出施設 ばい煙発生施設 2事業所 4施設
一般粉じん発生施設 6事業所 11施設

(イ)水質汚濁（平成27年3月31日現在）

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出数 126社
うち規制対象（瀬戸内海関係50㎡以上） 8社
愛媛県公害防止条例 3社

河川の水質監視のため主要5河川7箇所を3ヶ月に1回、定期的に検査している。

(ウ)騒音（平成27年3月31日現在）

騒音規制法に基づく届出施設数 39事業所 193施設
県公害防止条例に基づく届出施設数 21事業所 331施設
環境騒音測定（一般地域） 6地点

騒音による環境悪化を未然に防止するため、類型別に実態調査を年1回実施している。測定結果は概ね良好であった。

(エ)振動（平成27年3月31日現在）

振動規制法に基づく届出施設数 2事業所

(オ)自動車

自動車騒音測定 主要幹線道路2地点で年1回実施、測定結果は良好であった。

(カ)悪臭

騒音、振動と同様に規制地域内で規制するもので、愛媛県内においては、昭和49年4月に6市2町が規制地域の指定をされたが、本市は指定されていない。

(キ)土壌環境

事業活動その他の人の活動に伴って生じた土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また汚染状態を解消するための有害物質の除去、無害化等の改善を講ずる際の目標となる基準を定めたもの。

本市における土壌環境に関する苦情は、現在のところ無い状況。

平成26年度に市民から寄せられた苦情は、大気汚染6件、水質汚濁1件、騒音5件、悪臭1件、その他ごみの不法投棄や犬の糞処理等について7件、合計20件があった。

苦情については、当日処理を原則として現場へ出向き、規制基準値に該当しない場合が多いが、発生源者に対しては、対応策を示し、解決への協力依頼をしている。

イ 地域省エネルギーと地球温暖化対策実行計画

(ア)地域省エネルギービジョン策定事業

京都議定書の6%削減目標を達成するため、八幡浜市では平成20年度から「省エネルギー型ライフスタイルの実現」、「次世代を担う人材の育成」、「行政による先導・支援」を3本の柱として、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量を毎年1%ずつ削減していくビジョンに基づき推進している。

(イ)省エネ法に関する中長期計画作成

平成22年4月の改正省エネ法施行により、八幡浜市のエネルギー使用状況の把握と八幡浜市の主要15施設の設定備台帳の整備を図り、定期報告書、中長期計画書を国に提出している。

(ウ)環境基本計画

平成24年9月の八幡浜市環境基本条例施行により、平成26年3月に「脱温暖化(総合性)」、「自然と共生(地域性)」、「参加と協働(主体性)」を重点プロジェクトとし、概ね20年後を目途に理想的な環境保全の実現を目指す環境基本計画の策定を行っている。

(エ)地球温暖化対策実行計画

地球温暖化防止への国際的な動向を受け「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布・施行され、温室効果ガスの排出量の削減計画の策定が義務付けられた。当市も平成24年度までに温室効果ガス総排出量を5%削減するための実行計画を策定したものの、目標達成には至らなかったため、第二次計画(平成26年度から平成30年度)を作成し、平成27年3月に市ホームページにて公表している。

(オ)八幡浜じゃこ天国油田化プロジェクト

廃棄物の減量化と循環型社会の構築を目指し、市内から排出される廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製を行い、ごみ収集車等に使用している。

この取組は、水産練り製品、なかでも「じゃこ天」の製造が盛んな八幡浜市が廃食油という軽油に代わるバイオディーゼル燃料の油田を擁している国ということで名付けている。

ウ 環境美化運動関係

第28回空き缶ポイ捨て防止活動(参加人員 約400人)、保内地域美化活動(21地域が年間を通じ市道・公園・河川清掃等地区内清掃活動を実施:参加人員 5,150人)、「海の日」諏訪崎ビーチクリーン運動(参加人員 210人)、学校による地域美化活動、環境月間、愛媛クリーン運動期間等において各種団体が公園・道路等の清掃活動を実施されている。

エ 蓄犬登録、野犬捕獲等

狂犬病予防及び犬の被害防止のため、畜犬登録、予防接種、野犬捕獲、不用犬の引き取りの実施。

平成26年度

蓄犬登録	80頭(登録累計1,759頭)
不用犬引取等	18件
狂犬病予防接種頭数	1,051頭
犬・猫等死体処理件数	227件(犬1件、猫144件、その他82件)

オ 公衆衛生

(ア)公衆トイレの管理及び清掃

不特定多数者が利用する公衆トイレの衛生保持のため、清掃管理に努めている。
設置場所 片山町、海老崎、名坂、JR八幡浜駅前、JR千丈駅前の5箇所
(真穴出張所、舌間宮島様は地元の自主管理)

平成27年3月末日の清掃委託料支出額は、1,903,440円となっている。

(イ)防疫薬剤の配布

蚊、ハエ等の害虫駆除及び発生防止のため、地区公民館等へ防疫薬剤を配布し、地域での公衆衛生環境づくりを推進した。ただし平成9年度から公共下水道の整備完了地域については、原則廃止している。

カ 火葬場

火葬場やすらぎ聖苑は、平成21年9月1日より供用開始され、平成23年4月1日から指定管理者制度を導入している。

平成26年度及び過去の火葬場使用状況は、次表のとおりとなっている。

年度	稼動日数	市内			市外		死産等	計
		男	女	不詳	男	女		
22	254	266	269	0	15	17	19	586
23	267	296	270	0	11	24	22	623
24	251	278	265	0	14	11	11	579
25	253	255	269	0	13	14	11	562
26	252	264	301	2	14	12	4	597

キ し尿処理

し尿の処理は、民間3業者に汲取りを許可し、一楽園（施設事務組合処理場）に搬入して処理している。また大島地区は大島区への業務委託により処理している。

平成26年度の市内業者による年間汲取量は4,553.8車（約8,196.8kl）で、し尿等処理業振興対策補助金として市から1,231,000円が補助されている。

なお、平成27年3月末日におけるし尿処理関係に要した費用の支出額は104,516,578円で、この内施設事務組合負担金（し尿処理事業特別会計分）として99,492,000円が執行されている。

(4) ごみ減量対策関係

平成27年3月末日におけるごみの処理に要した費用の支出額は844,379,998円となっている。

ア ごみ収集体制等

ごみの減量化と資源化を推進し、資源循環型社会への構築を目指すため、容器包装リサイクル法に基づいて10種分別を行っている。

収集については、山間部を除いて、燃やすごみは、週2回、燃やさないごみは、月1回、資源ごみについては、ペットボトル・プラスチック製容器包装は月2～3回、その他については、月1回となっている。

業務を5業者及び大島区に委託し、平成27年3月末日までの収集運搬業務委託料の支出額は134,346,997円となっている。

南環境センター運転管理業務を年間189,334,800円（焼却施設128,520,000円、リサイクルプラザ60,814,800円）で委託契約している。

イ 中間処理

(7) 南環境センター

平成6年度から3か年事業で建設、平成9年4月1日から供用開始した。

この施設はダイオキシン類対策など環境保全に配慮した施設となっており、また不燃ごみ・粗大ごみから有価物を回収し、不用品の補修・再生及び再生品の展示販売等を行い、ごみ減量・資源化を図るためのリサイクルプラザも併せ持つ施設である。

ごみ焼却施設 処理能力 42t/24h×2炉 = 84t/日
 リサイクルプラザ // 2.2t/h×5h = 11t/日
 資源ごみ手選別施設 // 0.98t/h×5h = 4.9t/日

南環境センターの処理状況

(単位：t)

年度	焼 却 施 設			リ サ イ ク ル プ ラ ザ	
	搬 入 量	焼 却 量	搬 出 量	搬 入 量	搬 出 量 (リサイクル)
22	19,222.41	19,770.48	2,068.61	1,476.50	887.83
23	19,393.04	19,742.44	2,054.48	1,572.82	938.08
24	19,141.95	19,484.93	2,038.10	1,452.21	875.09
25	18,946.70	18,749.92	1,992.08	1,458.66	906.20
26	18,663.45	18,295.30	1,882.71	1,377.63	951.59

(イ)北環境センター

この施設は、当初ごみ焼却、不燃物処理施設として運用を開始していたが、ダイオキシン類対策など環境保全の関係で平成14年焼却炉の使用を停止した。

現在この施設で不燃ごみ・資源ごみのびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類の中間処理を行い、ごみの減量資源化を図っている。

不燃物処理施設 処理能力 5～10t/5h

(ウ)大島塵芥焼却場

平成8年10月に簡易焼却炉を設置したが、ダイオキシン類対策特別措置法基準改正により、平成13年1月から焼却を中止し、南環境センターへ運び処理している。

ウ 最終処分

(ア)諏訪崎一般廃棄物最終処分場

昭和57年12月28日に公有水面埋め立て許可を得て、昭和61年1月から使用開始し、その後2度の伸長申請を行い平成13年12月27日まで使用した。

(イ)保内町一般廃棄物最終処分場

平成10年に完成し現在に至っている。

計画埋立期間 18年

(ウ)大島不燃物処理場

昭和57年1月20日に許可を得て、再々伸長し平成18年3月28日までの竣工期間の承認であったが、平成17年度末に廃止となった。

自然環境保護が強く求められている今日、環境保全及び施設の管理運営については、十分配慮されたい。

エ ごみ減量化・資源化対策

(7) ごみ処理有料化制度 平成9年7月1日から実施

平成26年4月1日からの販売価格は次のとおりとなっている。

指定ごみ袋	燃やすごみ	販売価格(大)	45 ^{リットル}	1枚	31円
		(中)	30 ^{リットル}	1枚	21円
		(小)	20 ^{リットル}	1枚	15円
	燃やさないごみ	(中)	30 ^{リットル}	1枚	21円

平成26年度の指定ごみ袋売却代金の調定額は22,819,750円となっている。

(イ) 飲料用紙パックの拠点回収

再生利用を目的として、小中学校や地域の公共施設等に回収ボックスを配置し、旧八幡浜地域では、平成3年度から、旧保内地域では、平成19年2月から回収している。

(ウ) 生ごみ堆肥化の推進

平成6年度から生ごみ処理容器購入費助成制度を設け、平成17年4月からマンションなどでも使用できる電気式の生ごみ処理機補助を開始し、平成26年度は419,600円(14台)の執行額となっている。(購入費の1/2、上限4万円)

(エ) 資源ごみ集団回収活動

小・中学校PTAなどが実施する資源ごみの集団回収活動について、回収機材の貸与や奨励金の交付などの補助を行っており、平成26年度は24団体に対し834,800円の奨励金を交付している。

(エ) 古着の拠点回収

各地区公民館等24箇所で拠点回収を行い、福祉行政の一環として浜っ子作業所における古着のリユース商品化、販売により作業所の運営資金化やリサイクル業者との提携による古着の再利用化、資源化に努めている。

(5) 経理事務と備品管理

経理事務については、予算差引簿、調定簿、その他の関係諸帳簿を検証したところ、数字は証拠書類と一致しており、経理事務に不都合は認められなかった。

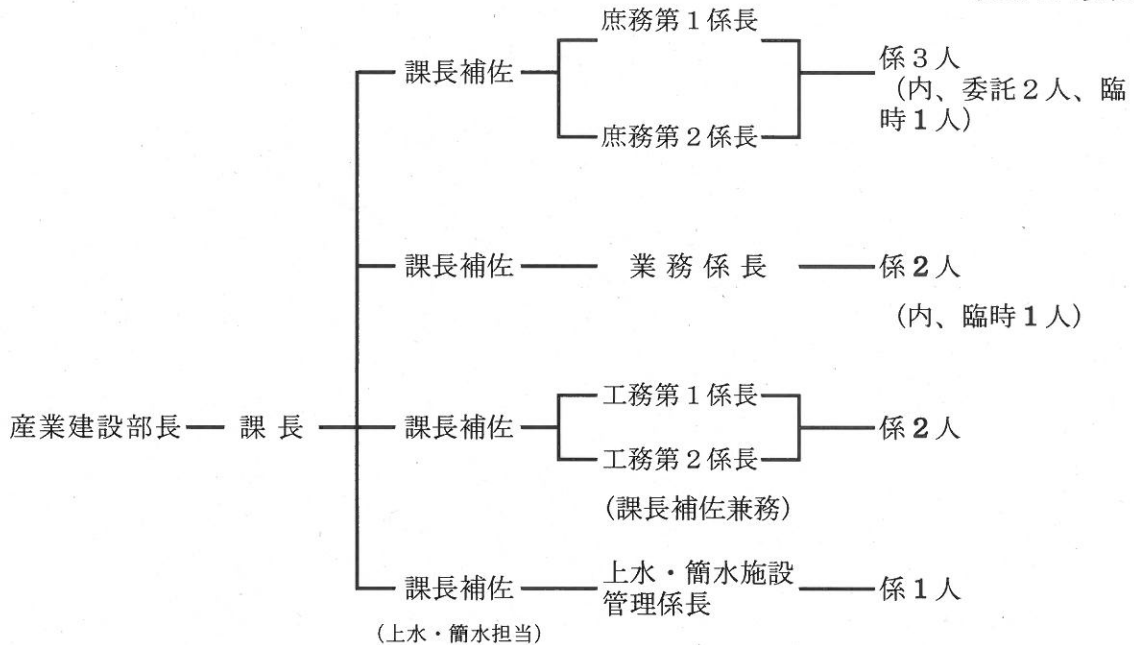
備品を備品台帳と照合(摘出法)したが、員数は一致し、その取り扱いは適当と認められた。

水 道 課

(1) 職員の配置と事務分掌

水道課は産業建設部に所属し、職員は課長以下18人（委託2人、臨時2人を含む。条例定数20人）であり、次のとおり6係に配置し、所管事務を分掌している。

(H27.5.1現在)



(単位：人)

課長	課長補佐	係長	主幹	委託	臨時	合計
1	4	5	4	2	2	18

管理者は、置いていないので市長がその権限を行使している。（地方公営企業法第8条第2項）

出納事務は、企業出納員2人（水道課長、会計課長）、現金取扱員9人を配置し、出納取扱金融機関（同法施行令第22条の2）に、(株)伊予銀行を指定している。

(2) 水道事業予算の執行状況

ア 収益的収支

次表に示したように収益的収入は、予算現額 882,717,000円に対して、決算額 876,433,981円（執行率 99.3%）、収益的支出は、予算現額 884,296,000円に対して、決算額 842,612,756円（執行率 95.3%）で、収支差引額 33,821,225円となっている。

収益的収入

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	執 行 率	うち仮受消費税
1 水道事業収益	882,717,000	876,433,981	△ 6,283,019	99.3 %	55,643,927
(1) 営業収益	759,941,000	750,543,652	△ 9,397,348	98.8 %	53,708,936
(2) 営業外収益	122,774,000	125,760,753	2,986,753	102.4 %	1,934,991
(3) 特別利益	2,000	129,576	127,576	6,478.8 %	0

収益的支出

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額	執 行 率	うち仮払消費税
1 水道事業費用	884,296,000	842,612,756	41,683,244	95.3 %	29,623,941
(1) 営業費用	785,392,000	748,866,812	36,525,188	95.3 %	29,623,722
(2) 営業外費用	68,652,000	64,118,137	4,533,863	93.4 %	0
(3) 特別損失	30,252,000	29,627,807	624,193	97.9 %	219

イ 資本的収支

次表に示したように、資本的収入は、予算現額 17,479,000円に対して、決算額は 13,196,224円（執行率 75.5%）、資本的支出（繰越事業を含む）は、予算現額 204,776,000円に対して、決算額は 190,942,117円（執行率 93.2%）で、収支差引不足額 177,745,893円は、当年度分消費税資本的収支調整額 1,456,962円、過年度分損益勘定留保資金 176,288,931円で補填しており、補填財源は適当なものとした。

資本的収入

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	執 行 率
1 資本的収入	17,479,000	13,196,224	△ 4,282,776	75.5 %
(1) 固定資産売却代金	1,000	341,424	340,424	34,142.4 %
(2) 短期貸付金返還金	500,000	500,000	0	100.0 %
(3) 負 担 金	16,978,000	12,354,800	△ 4,623,200	72.8 %

資本的支出

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額	執 行 率	うち仮払消費税
1 資本的支出	204,776,000 (14,462,000)	190,942,117 (14,462,000)	13,833,883 (0)	93.2 % 100.0 %	5,358,873
(1) 建設改良費	91,462,000 (14,462,000)	77,629,480 (14,462,000)	13,832,520 (0)	84.9 % 100.0 %	5,358,873
(2) 企業債償還金	112,814,000	112,812,637	1,363	100.0 %	0
(3) 短期貸付金	500,000	500,000	0	100.0 %	0

()は繰越事業分で内数

ウ その他

平成26年4月から消費税率が8%に改正され、収益的収支・資本的収支に伴う消費税の決算処理が行われた結果、収支差引 32,165,262円の当年度純利益となった。

これに、前年度繰越利益剰余金 57,113,145円及び地方公営企業法会計制度の改正により生じた、その他の未処分利益剰余金変動額 173,176,093円を加えた当年度未処分利益剰余金は 262,454,500円となる。

予算に定められている一時借入金の借入れはなく、たな卸資産購入については、限度額予算 6,300,000円に対して、執行額は 2,686,500円で、限度内の執行となっている。

(3) 水道事業の運営管理について

ア 事業実績について

本年度における事業実績及び対前年度比較は、次表のとおりである。

区 分	単 位	平成26年度	平成25年度	対前年度比率
給 水 戸 数	戸	15,361	15,504	99.1 %
年 間 総 給 水 量	m ³	3,609,261	3,738,211	96.6 %
一 日 平 均 給 水 量	m ³	9,888	10,242	96.5 %

八幡浜市の人口に対して、上水道普及率は 91.5%で、給水区域内における上水道普及率は 99.9%となっている。

有収率は 80.4%（前年度 83.3%）と前年度より 2.9ポイント低下している。

イ 事業収益について

事業収益（税抜き額）の調定額は 820,897,455円で、前年度に比べ 32,547,377円（4.1%）増加している。

主な内訳は、営業収益の調定額 696,834,716円（前年度比 23,816,378円、3.3%の減少）、営業外収益の調定額 123,933,163円（前年度比 56,234,179円、83.1%の増加）となっている。

給水収益の現年度徴収率は 91.62%で、欠損処分額 1,449,620円の内容を検討したが、やむを得ない理由によるものと認めた。

未収入金が多いのは3月分の使用料が4月に納入されるためであり、この納入金を入れて計算した平成26年度の徴収率は 98.99%となっている。

ウ 事業費用について

総費用は 788,732,193円で、前年度と比較し 81,873,300円（11.6%）増加している。経費内容の主なものを構成比で見ると、人件費 16.6%、物件費その他 46.8%（うち受水費 29.2%）、動力費 4.5%、減価償却費 27.3%、支払利息 4.8%となっている。

今年度の南予水道企業団からの受水費用は 229,964,017円となっている。

エ 供給単価及び給水原価

水の給水原価は、1 m³当たり 210.32円（前年 188.61円）、供給単価は、1 m³当たり 191.61円（前年 191.33円）で、差し引き 18.71円の給水損となっている。

オ 施行工事の概要

平成26年度に施行した工事の契約方法は、管理規程の定めによる指名競争入札で行っており、その方法は、適当なものとして認められた。

(4) 財産の状況

資産、負債、資本の状況と平成26年度中における増減及び財政分析、経営分析、資金計画状況については、決算審査意見書で記述する。

(5) 簡易水道事業特別会計

ア 予算の執行状況（H27.4.30日現在）

次表に示したように、予算現額 220,816,000円に対して、収入額 72,110,416円（執行率 32.7%）、主な収入は、事業収入 14,758,880円（水道使用料 13,623,380円・水道手数料 1,135,500円）及び国庫支出金 57,326,000円となっており、不足する財源は一般会計から繰り入れる。

歳出は、予算現額 220,816,000円に対して支出済額 215,425,530円（執行率 97.6%）となっている。主な支出は、施設維持管理費 22,338,508円、簡易水道統合整備事業工事費等 163,205,400円、人件費 16,404,147円、公債費元利償還金 13,477,475円となっている。

平成26年度 予算執行状況表（H27.4.30現在）

（歳入）

（単位：円）

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
事業収入	16,956,000	17,576,930	14,758,880	2,818,050	87.0%	84.0%
繰入金	42,309,000	0	0	0	0.0%	—%
諸収入	25,000	25,536	25,536	0	102.1%	100.0%
国庫支出金	57,326,000	57,326,000	57,326,000	0	100.0%	100.0%
市債	104,200,000	0	0	0	0.0%	—%
合計	220,816,000	74,928,466	72,110,416	2,818,050	32.7%	96.2%

（歳出）

（単位：円）

款	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
総務費	35,351,000	31,614,129	3,736,871	89.4%
簡易水道建設費	171,937,000	170,333,926	1,603,074	99.1%
公債費	13,528,000	13,477,475	50,525	99.6%
合計	220,816,000	215,425,530	5,390,470	97.6%

（職員の人件費を含む）

イ 施設その他

施設は21施設（内、保内地区6）・（簡易水道12、条例水道8、共同給水施設1）で、計画給水人口は4,816人（内、保内地区1,088人）、給水人口は2,796人（内、保内地区703人）となっている。

(6) 経理事務

予算差引簿、各台帳整理、補助簿、たな卸表を検証したが、経理に関する事務は、適当と認めた。

(7) 監査意見

給水人口の減少、施設の老朽化、簡水統合など水道事業を取り巻く環境は厳しくなっている。このような状況の中で、事業の根幹となる水道使用料における過年度未収金は前年度比1,155,060円減の4,446,280円と減少しているものの、平成26年度(平成27年4月末)の給水収益徴収率は98.99%で、前年度に比べ0.17ポイント低下している。

また、平成26年度の有収率も、80.43%で、前年度に比べ2.87ポイント低下しており、要因調査、迅速な対応、計画的な老朽管の整備が必要と考えられる。

生活に直結する水道事業の健全な運営維持を図るためにも、公平負担の原則、水資源の有効利用を念頭に、悪質な滞納者の根絶、未収金の削減や有収率の改善に努められたい。

市立八幡浜総合病院

(1) 職員配置及び事務分掌 (H27年6月1日現在)

病院職員は、次表に示したように院長以下218人(条例定数328人)が、診療部(17科)、診療支援部(2科、5室、1局)、看護部(1係、2室、5病棟)、事務局(4係)、医療情報管理部(3係、2室)、救急部、医療安全管理室、新病院整備課(1係)の8部門で、担任事務(処務規則)を分掌し、医療サービスの向上、病院経営の効率化及び新病院の整備を図っている。

地方公営企業法第34条の2により管理者の権限は、市長が行い、出納取扱金融機関に(株)伊予銀行を指定している。

また、業務に係る出納その他の会計事務を行わせるため、企業出納員1人(事務局長)分任出納員4人を置いている。

平成26年度中の採用者は、22人(医師7人、看護師11人、臨床検査技師2人、作業療法士1人、社会福祉士1人)で、退職者は、23人(医師7人、助産師1人、看護師12人、臨床検査技師2人、社会福祉士1人)となっている。

職 員 配 置 表 (H27年6月1日現在)

職名	技 術 職 員											事務職員その他の職員			合 計		
	医 師	薬 剤 師	放 射 線 技 師	検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	言 語 聴 覚 士	管 理 栄 養 士	臨 床 工 学 技 士	助 産 師	看 護 師 看 護 師	小 計	事 務 職 員	そ の 他		小 計	
人員	22	6	6	12	7	4	2	4	3	5	124	5	200	16	2	18	218

※ (新病院整備課 兼務職員4人含む)

条例定数 328人

(2) 予算の執行状況

ア 収益的収支

次表に示したように、収益的収入は、予算現額 4,129,624,000円に対して、決算額は 4,152,383,765円(執行率 100.6%)、収益的支出は、予算現額 5,610,164,000円に対して、決算額は 5,425,191,123円(執行率 96.7%)であって、収支差引額 1,272,807,358円の赤字となっている。

収益的収入

(単位:円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	執 行 率	う ち 仮 受 消 費 税
1 病院事業収益	4,129,624,000	4,152,383,765	22,759,765	100.6%	15,305,394
(1) 医業収益	3,590,975,000	3,610,059,608	19,084,608	100.5%	11,524,373
(2) 医業外収益	538,649,000	542,324,157	3,675,157	100.7%	3,781,021

収益的支出

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率	うち仮払消費税
1 病院事業費用	5,610,164,000	5,425,191,123	184,972,877	96.7%	106,043,320
(1) 医業費用	4,013,203,000	3,825,682,895	187,520,105	95.3%	105,939,509
(2) 医業外費用	70,841,000	73,390,264	△ 2,549,264	103.6%	103,811
(3) 特別損失	1,526,120,000	1,526,117,964	2,036	100.0%	0

イ 資本的収支

次表に示したように、資本的収入は、予算現額 4,564,817,000円に対して、決算額は1,911,572,045円（執行率 41.9%）、資本的支出は、予算現額 4,709,475,000円に対して、決算額は 2,067,887,164円（執行率 43.9%）であり、収支差引不足額 156,315,119円は、過年度分損益勘定留保資金 154,240,600円、当年度分消費税資本的収支調整額 2,074,519円で補填しており、補填財源は適当なものとして認められた。

資本的収入

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額	予算に比べ決算額の増減	執行率
1 資本的収入	4,564,817,000	1,911,572,045	△ 2,653,244,955	41.9%
(1) 企業債	2,600,700,000	665,800,000	△ 1,934,900,000	25.6%
(2) 貸付金回収金	500,000	500,000	0	100.0%
(3) 負担金	105,194,000	27,926,645	△ 77,267,355	26.5%
(4) 補助金	980,000,000	832,172,400	△ 147,827,600	84.9%
(5) 国県補助金	878,423,000	385,173,000	△ 493,250,000	43.8%

資本的支出

区 分	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
1 資本的支出	4,709,475,000	2,067,887,164	2,621,302,000	20,285,836	43.9%
(1) 病院整備事業費	4,620,761,000	1,979,423,694	2,621,302,000	20,035,306	42.8%
(2) 企業債償還金	79,214,000	79,213,470	0	530	100.0%
(3) 短期貸付金	500,000	500,000	0	0	100.0%
(4) 投資	9,000,000	8,750,000	0	250,000	97.2%

ウ その他

平成26年4月から消費税率が8%に改正され、収益的収支・資本的収支に伴う消費税の決算処理、新地方公営企業会計制度改正に伴う退職給与引当金繰入等の特別損失分を含めた収支差引額は △1,272,807,358円で損益計算整理の結果、平成26年度純損失額は 1,274,881,877円となり、剰余金計算後の当年度末未処理欠損額は 1,701,410,634円となっている。ただし、特別損失を除いた平成26年度の経常収支では 251,236,087円の利益を確保している。

予算に定められている一時借入金の借入れはなく、流用禁止科目についての、流用はなかった。たな卸資産購入については、限度額予算 932,873,000円に対して、執行額は 721,537,159円で、限度内の執行となっている。

(3) 事業の経営管理について

ア 事業実績について

本年度における事業実績及び対前年度比較は、次表のとおりである。

区 分	平成26年度		平成25年度		比 較	
	(A)		(B)		(A)-(B)	(A)/(B)
1 病 床 数	308	床	312	床	△ 4	98.7 %
(一般病床)	306	床	310	床	△ 4	98.7 %
(感染症病床)	2	床	2	床	0	100.0 %
2 患 者 数	148,218	人	155,683	人	△ 7,465	95.2 %
(1日平均)	528	人	553	人	△ 25	95.4 %
(1)入 院	58,572	人	62,507	人	△ 3,935	93.7 %
(1日平均)	161	人	171	人	△ 10	93.9 %
(2)外 来	89,646	人	93,176	人	△ 3,530	96.2 %
(1日平均)	367	人	382	人	△ 15	96.2 %
3 資産購入費	976,414,097	円	707,754,663	円	268,659,434	138.0 %
4 病院建設事業費他	1,003,009,597	円	529,094,645	円	473,914,952	189.6 %

※ 一般病床は平成26年9月1日から4床減となっている。

病床利用率は 76.3% (前年度 77.4%) となっている。

イ 事業収益について

総収益 4,137,078,371円 (税抜き額)、医業収益の調定額は 3,598,535,235円で、前年度に比べ 230,541,064円 (6.0%) の減少、その内訳は、入院収益 2,416,050,779円 (前年度比 7.3%減)、外来収益 897,247,483円 (前年度比 4.0%減)、その他医業収益 285,236,973円 (前年度比0.7%減) となっている。

医業外収益の調定額は 538,543,136円で、前年度に比べ 99,094,174円 (22.5%) 増加している。

医業収益の現年度分徴収率は 85.0% (前年度 84.8%) である。

なお、徴収率が低い理由は、制度上医療保険の収入が約 1～2ヵ月後に収納されるためである。

過年度分未収金は、医業外未収金 3,246,210円を含めた総額で 76,619,220円 (前年度比 10.6%減) となっている。

不納欠損処分された金額は 6,619,094円 (353件) で、その内八幡浜市債権管理条例に基づき処理された過年度分医業未収金は 5,919,090円 (329件) となっている。

ウ 事業費用について

総費用 5,411,960,248円（税抜き額）、前年度に比べ 1,245,303,706円(29.9%) 増加している。

なお、平成26年度決算から新地方公営企業会計制度の導入により退職給付引当金繰入額等の特別損失の計上がなされている。

事業費用を用途別に分類すると、次のとおりである。

区 分	平成26年度 決算額(円)	構成比(%)	平成25年度 決算額(円)	前年比(%)
給 与 費	2,201,239,759	40.7 %	2,320,203,329	94.9 %
薬 品 費	344,245,897	6.4 %	385,358,647	89.3 %
診 療 材 料 費	324,122,472	6.0 %	408,356,890	79.4 %
医療消耗備品費	4,626,418	0.1 %	10,211,166	45.3 %
光 熱 水 費	76,049,897	1.4 %	71,033,782	107.1 %
賃 借 料	50,678,633	0.9 %	48,358,599	104.8 %
委 託 料	432,198,117	8.0 %	421,286,271	102.6 %
減 価 償 却 費	180,662,086	3.3 %	151,537,233	119.2 %
支 払 利 息	8,494,037	0.2 %	5,842,935	145.4 %
その他の費用	1,789,642,932	33.1 %	344,467,690	519.5 %
合 計	5,411,960,248	100.0 %	4,166,656,542	129.9 %

薬品購入は、競争見積の執行により単価契約を行い、診療材料は、見積競争による随意契約となっている。

(4) 財政の状況

資産、負債、資本の状況と平成26年度中における増減及び財政分析、資金計画実施状況については、決算審査意見書で記述する。

(5) 経理事務

予算差引簿、総勘定元帳、金銭出納簿、固定資産台帳、企業債台帳、その他補助簿、伝票諸表を検証したが、経理に関する事務は適当と認めた。

(6) 監査意見

平成26年度決算で12億7千4百万円の当年度純損失となっている。これは平成26年度決算から新地方公営企業会計制度への移行に伴い、全ての在籍職員の退職給付引当金等の特別損失計上によるもので、これを除く病院事業の経常収支は2億5千1百万円の利益となっている。今後も継続して事業利益を確保することで、これまでの累積欠損金の削減、病院経営の健全化に努められたい。

このためにも医師、看護師等の医療スタッフの整備、拡充による収益の向上や未収金の削減が重要で、他医療施設での成功事例等を調査研究し、人材確保への有効な方策や未収金を防止するシステムを構築し、安心・安全な医療、人にやさしいサービスの提供、経営基盤の安定化に努められたい。

病院事業における過年度未収金は8千5百万円から7千6百万円に減少しております

が、その額は依然として多額である。債権管理室との緊密な連携、公平負担の原則を徹底し、過年度未収金の縮小、解消を早期に実現されたい。

医療対策課

(1) 職員の配置と事務分掌

医療対策課は市民福祉部に所属し、職員は課長以下3人で、所管事務を分掌している。

なお、新病院の整備を担う新病院整備課が平成25年4月に市立八幡浜総合病院内に設置され、課長以下課員全員が兼務となっている。

(H27.6.1現在)

市民福祉部長 — 課長 — 課長補佐 — 医療対策係長 (課長補佐兼務) — 係1人

(単位：人)

課長	課長補佐	主査	合計
1	1	1	3

(2) 予算の執行状況

当課関係の予算執行状況(平成27年3月末日現在)は、次表のとおりである。

歳入は調定額及び収入済額ともに28,083,790円となっており、病院建設基金運用利子及び病院建設基金繰入金である。

歳出は予算現額1,085,580,000円に対し、支出済額28,130,941円(執行率2.6%)となっており、主なものは、市立八幡浜総合病院事業会計繰出金27,926,645円、病院建設基金積立金157,145円等である。

平成26年度 予算執行状況表 (H27.3.31現在)

(歳入)

(単位：円)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	徴収率
財産収入	123,000	157,145	157,145	0	127.8%	100.0%
繰入金	105,194,000	27,926,645	27,926,645	0	26.5%	100.0%
合計	105,317,000	28,083,790	28,083,790	0	26.7%	100.0%

(歳出)

(単位：円)

目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
医療対策費	1,085,580,000	28,130,941	1,057,449,059	2.6%
合計	1,085,580,000	28,130,941	1,057,449,059	2.6%

(職員の人件費を除く)

(3) 事務事業実績

市立病院改築事業の推進や経営健全化を支援し、また救急医療対策、医師確保など地域医療の課題解決に努めるため、市立病院及び県等関係諸機関と連携・協議を行っている。

1. 病院施設整備

ア 病院改築について、工期短縮・経費削減を図るため「設計・施工一括発注方式による総合評価一般競争入札」により事業者選定を行い、「大成建設グループ」が落札し、52億2,900万円(税込)で工事請負契約を締結、平成25年12月に着工した本館Ⅰ期工事については、平成27年5月に引渡を受けており、平成28年11月末グランドオープンに向け、関係機関と協議を進めながら事業を展開している。

なお、現在の請負契約額は59億7千7百1万3千円(税込)に変更されている。

イ 建替の財源については、医療機器整備に核燃料サイクル交付金(6億6千万円)及び共生交付金(4億2千万円)を利用し、本体部分においては、医療施設耐震化臨時特例交付金(11億9千万円)、地域医療再生交付金(5億860万円)」、病院建設基金(3億円)のほか過疎債、公営企業債等を予定している。

2. 医療対策

「八幡浜・大洲圏域地域医療再生計画」に基づき圏域内の救急医療体制や医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、大洲・喜多地区及び関係諸機関と協議を行っており、平成24年4月からは、広域二次救急輪番制の運用が開始されている。

八幡浜・大洲圏域医療対策協議会 1回開催

また、県医療対策課と連携し、「愛媛の救急医療を守る143万人の県民運動(愛救143運動)」の推進に努めている

3. 医師確保対策

関連大学医学部との連携強化を図るため、派遣元の医学部医局との友好関係の維持に努めながら、医師不足の現状周知や医師派遣の要請を行っている。また、地元出身の医師や医学部進学者の情報収集や市からの情報発信に努めている。

- ・自治医科大学卒医師の継続派遣要請
- ・愛媛大学、広島大学、山口大学への表敬訪問 各1回
- ・市、県のHP、広報を通じた医師募集や医師転職サイトを利用した募集記事の掲載。

(4) 経理事務

経理事務については、予算差引簿、その他関係諸帳簿を検証したところ、数字は証拠書類と一致しており、経理事務に不都合は認められなかった。